

佐 本 規 制 発 第 1 1 4 号
令 和 2 年 7 月 1 5 日

各 警 察 署 長 殿

保 存	5 年 (令和8年3月31日まで)
有 効	令和 8 年 3 月 31 日まで
企 画 係	

交 通 部 長

**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の
対応について（通達）**

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第16号。以下「改正法」という。別添 1）は令和 2 年 4 月 3 日に、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第20号。以下「改正令」という。別添 2）は同年 6 月 24 日にそれぞれ公布され、いずれも同年 7 月 1 日に施行された（改正法については、一部の規定を除く。）。また、農林水産大臣により特定家畜伝染病防疫指針が、同年 7 月 1 日に改正・公表された。

改正法による改正後の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、改正令による改正後の家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）及び改正された防疫指針のうち交通警察に関係する部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について（通達）」（令和 2 年 2 月 25 日付佐本規制発第30号）は廃止する。

記

1 改正の概要

(1) 改正前

県知事又は市町長は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延による病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、通行の制限又は遮断を行うことができたものの、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による病原体の拡散を防止する目的で、通行制限等を行うことができなかった。

(2) 改正後

県知事又は市町長は、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「伝染性疾病」という。）のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、通行の制限又は遮断を行うことができることとされるとともに、通行制限等をしようとするときは、警察署長に事前に通報することとされた。

2 改正の内容（交通警察関係）

(1) 改正法の内容（法第25条の2第3項関係）

県知事又は市町長は、法第25条の2第3項の規定により、家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合（当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があった場所の周辺に衛生管理区域がある場合を除く。）には、当該動物における当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため必要な限度において、相当の期間を定め、当該伝染性疾病にかかっていることが発見された当該動物がいた場所又はその死体があった場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができることとされた。

(2) 改正令の内容（令第7条関係）

県知事又は市町長は、法第25条の2第3項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、令第7条の規定により準用される令第5条の規定により、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報することとされた。

(3) 防疫指針の内容

防疫指針において、特定の伝染性疾病について法第25条の2第3項の規定により県知事又は市町長が、通行を制限し、又は遮断しようとするときは、運用上、当該地点を管轄する警察署長と事前に必要な協議・調整を行うこととされた。

3 交通管理上必要な調整の実施

連絡を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する観点から、次の事項等について必要な意見を述べ、必要な調整を行うこと。

- 消毒場所等の確保
- 県知事又は市町長が講ずる通行の制限又は遮断の担保措置

- 通行の制限又は遮断の対象
- 通行の制限又は遮断を行う道路の区間
- う回路の設定及び広報

4 対応上の留意事項

法第25条の2第3項の規定に基づく通行の制限又は遮断は緊急の措置であることから、県知事又は市町長から警察署長に対して通報（県知事又は市町長が通行を制限し、又は遮断しようとするときの警察署長への事前の協議・調整）がなされた場合には、交通規制課に報告の上、迅速に対応すること。

～別添省略～